

新座市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(平成19年4月2日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における共同企業体とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の安定的な施工を確保するために工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体により行う建設工事は、建設工事の規模及び内容等を勘案して共同企業体による施工が適切であると認められる工事とする。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成は、入札参加者が自主的に結成する自主結成方式とする。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

(出資比率)

第6条 共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう次のとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(共同企業体の運営形態)

第7条 共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が出資割合、派遣職員等を明確にし、一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員のうち、より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。
 - (2) 代表者の資格要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。
- 2 共同企業体の代表者は、代理人を定め、当該発注工事に係る次の権限を委任することができる。
- (1) 入札及び見積りに関すること。

- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約の履行に関する事。
- (4) 代金の請求及び受領に関する事。
- (5) 復代理人の選任に関する事。
- (6) 前各号に付帯する一切の事。

(入札及び契約の方法)

第9条 共同企業体に建設工事を発注する場合は、新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年3月30日市長決裁。以下「実施要領」という。）に定めるダイレクト型制限付き一般競争入札により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

(入札参加資格要件)

第10条 共同企業体への発注に係る入札参加資格要件は、構成員及び共同企業体それぞれについて設ける。

- 2 共同企業体の構成員は、実施要領第5条の入札参加資格を有していなければならない。
- 3 共同企業体の構成員は、当該発注工事の他の共同企業体の構成員となることできない。

(入札公告)

第11条 共同企業体への発注に係るダイレクト型制限付き一般競争入札の入札公告には、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第15条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
- (2) 共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(資料の提出、届出及び入札)

第12条 電子入札の場合における共同企業体による実施要領に定める資料の提出、届出及び入札は、次のとおり行う。

- (1) 実施要領第13条第1項の規定による競争参加資格確認申請書の提出は、共同企業体の代表者が行う。この場合において、共同企業体の代表者は、競争入札参加資格確認申請書に共同企業体の名称を記入しなければならない。

- (2) 実施要領第 13 条第 3 項の規定による紙入札方式参加申請書の提出は、共同企業体の構成員全員が記名の上、共同企業体の代表者が行う。
 - (3) 実施要領第 14 条第 1 項の規定による電子入札システムによる入札書等の提出は、共同企業体の代表者が行う。この場合において、共同企業体の代表者は、電子入札システムにより共同企業体構成員一覧表を併せて提出しなければならない。
 - (4) 実施要領第 14 条第 3 項の規定による書面による入札書等の提出は、共同企業体の構成員全員が記名押印の上、共同企業体の代表者が行う。
 - (5) 実施要領第 19 条第 2 項本文の規定による電子入札システムによる入札辞退届の提出は、共同企業体の代表者が行う。
 - (6) 実施要領第 19 条第 2 項ただし書の規定による書面による入札辞退届の提出は、共同企業体の構成員全員が記名押印の上、共同企業体の代表者が行う。
 - (7) 実施要領第 19 条第 4 項の規定による入札書提出後の入札辞退届の提出は、共同企業体の構成員全員が記名押印の上、共同企業体の代表者が行う。
- 2 郵便入札の場合における共同企業体による実施要領に定める資料の提出、届出及び入札は、共同企業体の構成員全員が記名押印の上、共同企業体の代表者が行う。

(入札参加資格審査)

第 13 条 落札候補者となった共同企業体による入札参加資格審査の申請に当たっては、共同企業体は、入札参加資格審査申請書等のほか、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状（共同企業体の代表者が代理人を置く場合に限る。）を提出しなければならない。

- 2 共同企業体による入札参加資格審査申請書等の提出は、共同企業体の構成員全員が入札参加資格審査申請書に記名の上、共同企業体の代表者が行う。

(契約)

第 14 条 契約書は、2 通作成する。

- 2 契約書には、特定建設工事共同企業体協定書を添付し、共同企業体の構成員全員が記名押印をするものとする。

(有効期間)

第 15 条 共同企業体の有効期間は、入札の結果に基づき、市が契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約共同企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後 6 か月を経過した日までとする。た

だし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負わなければならない。

（編成表の提出）

第16条 契約共同企業体は、請負契約締結後、速やかに共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出するものとする。建設工事共同企業体編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

（共同施工の確保）

第17条 発注機関の長は、契約共同企業体から提出された協定書及び編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、適宜調査を行う。

2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、直ちに是正するよう指示する。

3 契約企業体が前項の指示に従わないときは、市長は、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）に基づく入札参加停止措置等必要な手続を行う。

（その他）

第18条 共同企業体に対する行為は、すべて当該共同企業体の代表者を相手方とする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 新座市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成16年10月25日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成21年4月9日市長決裁）

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則（平成21年6月1日市長決裁）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年9月3日市長決裁）

この要綱は、平成22年9月3日から施行する。

附 則（令和3年3月18日市長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。